　　　　　　　　　　角田市・丸森町様式

**角田市医師会圏域（角田市・丸森町）**

**医療と介護の連携のための共通様式の運用について　（手引き）**

令和元年7月30日　角田市丸森町地域ケア推進会議（在宅医療・介護連携推進に関する会議）にて承認

**令和2年４月１日から運用（令和２年３月２５日から角田市ホームページでの閲覧開始：ダウンロード可）**

**【目的】**

　　　患者（利用者）が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、医療と介護の関係機関が連携し、情報を共有しながら一体的にサービスを提供するために、多職種間で「顔の見える関係」、「声を掛け合える関係」をスムーズにすることを目的に活用するもの。

**【利用の範囲】**

　　角田市・丸森町の1市・1町内での運用を原則とする。

**＊注意**　：　市・町外に所在する医療機関・事業所については、相手方の了承の上

ご活用願います。

**【共通様式】**

様式1　**「介護・介護予防サービスを受ける際の医学的留意事項に関する情報提供について」**

（担当ケアマネジャー　➡　主治医）

様式2　**「居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導　情報提供書」**

（居宅療養管理指導を実施している主治医　➡　担当ケアマネジャー）

様式３　**「診療情報提供書」**

（診療を担当している主治医　➡　担当ケアマネジャー）

様式4　**「口腔ケアに関する連絡票」**

（担当ケアマネジャー　➡　歯科医師）

様式5 **「服薬（薬剤）に関する連絡票」**

（担当ケアマネジャー　➡　保険薬局薬剤師）

＊共通様式については、以下の方法でダウンロードできますので、ご活用ください。

**「医療 ・介護従事者のための連携相談窓口」で検索！**

**【費用負担】**

　　・「連絡票」については、情報共有に使用するため、費用負担は発生しません。

　　・医学的留意事項に関する「情報提供書」については、下記のとおり保険での請求となり

ます。（診断名、検査データ、治療方針等の記載のため）

　　　　様式2：介護報酬：「居宅療養管理指導費（Ⅰ）」による、５０９単位での請求。

　　　　様式3：診療報酬：「診療情報提供料（Ⅰ）」による、２５０点での請求。

**【運用のルール】**

1. 原則として、本人、家族の同意を得たうえでご活用ください。

ただし、同意は得られないものの必要性が高いと判断した場合には、契約時の同意に基づき送付することができることとします。

1. 共通様式の活用には、持参・FAX・メール等の方法があります。事前に電話で相手先に連絡し、持参しない場合は、個人情報についてはマスキングすることとします。
2. お互いの職種理解の促進のため、積極的にご活用ください。
3. 共通様式の活用のほか、電話や面談等適切な手段を選びましょう。

**【活用方法】**

1. **主治医とケアマネジャーの連携（様式1・様式2・様式3）**

ケアマネジャーから主治医に情報提供を依頼するときにご活用ください。

様式１）介護サービス等の検討に際して、専門家の意見が必要なとき

　　　　　　 ＊具体的な依頼内容の欄に、「なぜこの情報を報告する必要があるのか」、「何

のためにどんな情報が必要なのか」を明記してください。

様式２）主治医が居宅療養管理指導をしているとき

　　　　　 ＊ケアマネジャーからの依頼内容に沿った、具体的な留意事項を明記願います。

様式３）主治医が外来診療しているとき

　　　　　 ＊ケアマネジャーからの依頼内容に沿った、具体的な留意事項を明記願います。

**２、 歯科医師とケアマネジャーの連携（様式4）**

　　口腔ケアに関して、状況変化や気になることが発生した際に、情報共有のため連絡するときにご活用ください。

**３、 保険薬局薬剤師とケアマネジャーの連携（様式５）**

服薬（薬剤）に関して、状況変化や気になることが発生した際に、情報共有のため連絡するときにご活用ください。

**＊＊様式及び運用のルールは、**

**必要時「在宅医療・介護連携推進に関する会議」に諮り、修正していく予定です＊＊**

**問い合わせ先**

角田市健康長寿課地域包括支援係　（地域包括支援センター）　☎　**0224－61－1288**

丸森町保健福祉課地域包括支援班　（地域包括支援センター）　☎　**0224－72－3023**